

## 深川市議会パブリックコメントによる意見募集の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市議会の考え方について次のとおり公表します。

### 【意見募集の集計結果】

1	政策等の名称	深川市議会基本条例（案）		
2	意見募集期間	令和8年4月30日（木）から令和8年5月29日（金）		
3	意見の件数（提出者数）	6件（1人）		
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	分類	分類内容	件数
		修正	案を修正するもの	1件
		既記載	既に案に盛り込んでいるもの	件
		参考	今後の参考とするもの	5件
		その他	意見として伺ったもの	件
5	意見の受け取り方法	持参		人
		郵便		人
		ファクシミリ		1人
		電子メール		人

### 【市民意見等の概要とそれに対する市議会の考え方】

No.	意見等の概要	件数	意見の 取扱 分類	意見等に対する市議会の考え方
1	<p><b>【人権尊重・ハラスメント防止の明示】</b> セクシャル・ハラスメントをはじめとするあらゆる人権侵害行為の禁止を明文化してください。「品位・名誉を損なう行為」を具体化し、議場を人権の砦とする明確な規定が必要です。</p>	1	修正	<p>本市議会においても、人権尊重、ハラスメントの防止は議会・議員として当然に果たすべき重要な責務であると認識しています。 いただいた意見も踏まえ、「ハラスメントの防止等」に関する規定を追加します。</p>
2	<p><b>【ジェンダー平等・多様性の確保】</b> 性別・性自認・性的指向・障害・国籍等にかかわらず多様な市民の声が反映されるよう、議会運営における多様性確保の努力義務を条文化してください。 明石市のジェンダー平等条例やフランスのパリテ法など、議会の多様性を制度で担保する動きは国際的な潮流です。</p>	1	参考	<p>本条例は、全ての市民を対象とした普遍的な原則を定めており、特定の属性ごとに規定を設けることは、かえって規定の網羅性や均衡を損なうおそれがあります。 市民の多様な意見の把握については、第3条及び第4条において既に規定しており、特定分野に特化した規定の追加は行わないこととします。</p>

3	<p>【子ども・若者の参加する権利】 市民参加に、子どもを「意見を聴かれる対象」ではなく「権利の主体」として位置づける規定を加えてください。</p> <p>国連子どもの権利条約および子ども基本法の趣旨に基づき、「子どもが市政及び議会活動に参加し意見を表明する権利を議会は尊重しなければならない」と明記することを求めます。</p>	1	参考	<p>本条例における市民参加は、年齢等にかかわらず全ての市民を対象としており、第3条及び第6条において情報共有及び意見反映の仕組みを規定しています。</p> <p>子ども・若者に特化した参加手法については、具体的施策として柔軟に対応すべきものであり、条例において個別に規定することは適当でないため、追加は行わないこととします。</p>
4	<p>【外国籍住民の参加保障とヘイトスピーチの解消】 3点を条文化してください。</p> <p>①議員による差別的言動の禁止 ②多言語による情報提供・意見聴取の機会確保 ③ヘイトスピーチ解消法の趣旨にのっとった議会としての取組</p>	1	参考	<p>本条例は「市民」を対象とするものであり、国籍等による区別を設けることなく、全ての市民の意見を尊重する基本姿勢を示しています。</p> <p>また、差別的言動の禁止等については、社会全体に関わる重要な課題であることから、関係法令や市の他の施策との整合を図りながら検討すべき事項であり、本条例において個別具体的に規定することは見送ることとします。</p>
5	<p>【オープンデータ・AIとデジタル民主主義】 4点を盛り込んでください。</p> <p>①議決結果・表決・委員会記録等のオープンデータ公開 ②生成AIを活用した議事録作成・多言語対応とその手法の開示 ③議員・執行機関がAIで答弁・議案を作成した場合の明示義務と政治的責任は人間が負うという原則の明記 ④AI生成偽情報・ディープフェイクから市民の判断を守る取組</p>	1	参考	<p>情報通信技術の活用については、第14条において基本的な方針を規定しています。</p> <p>一方で、AIの活用やオープンデータの具体的手法等については、技術の進展が著しく、現時点で詳細を条例として固定化することは、将来的な運用の柔軟性を損なうおそれがあります。</p> <p>また、市の取扱いとの整合や作業・費用負担、検証方法など様々な課題を整理していく必要があります。</p> <p>このため、具体的な運用については今後の技術動向等を踏まえ、適切に対応することとし、本条例への追加規定は行わないこととします。</p>
6	<p>【将来世代への影響評価(アセスメント)】 前文が掲げる「持続的なまちづくり」を担保するため、議案審査の過程に将来世代影響評価の視点を制度化してください。</p> <p>具体的には、</p> <p>①気候変動・環境負荷 ②財政の長期持続可能性 ③子ども・若者の生活への影響</p> <p>の3観点を審査時の問いとして条文に明記することを求めます。</p>	1	参考	<p>本条例の前文において「持続的で安心して暮らせるまちづくり」を掲げており、将来世代への配慮を含めた議会としての基本姿勢は既に示されています。</p> <p>一方で、議案ごとに影響評価を制度化することについては、審査手続の複雑化や実務上の負担増につながるものが想定されるため、現時点では条例への規定は見送ることとし、議論の中で適切に考慮していくこととします。</p>